

平成 27 年 1 月 16 日

守口市教育委員会
教育長 首藤 修一 様

東小学校・大久保小学校統合校連絡会
会長 中川 洋一

東小学校・大久保小学校統合校連絡会の第一次提言について

東小学校・大久保小学校統合校連絡会（以下「統合校連絡会」という。）は、学校・保護者・地域の代表で構成され、守口市教育委員会が示された東小学校と大久保小学校の統合について、検討・意見集約し、教育委員会に提言する組織として発足いたしました。

この度、統合校の新校舎設置場所、学校の統合時期、新校舎供用時期及び学校の統合校区について、下記のとおり意見集約いたしましたので、第一次提言として提言いたします。

今後につきましても、本統合校連絡会において統合校の学校コンセプトをはじめ、校名、校章等についても、検討をおこなっていきたいと考えております。

教育委員会におかれましては、統合に向け、本統合校連絡会の提言内容を尊重していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 統合校の新校舎設置場所 大久保小学校用地
- 2 学校の統合時期、新校舎供用時期
平成 28 年 4 月 1 日に東小学校で統合
平成 30 年 4 月 1 日に新校舎供用開始
- 3 学校の統合校区 東小学校と大久保小学校の校区全域
- 4 検討内容 別紙

東小学校・大久保小学校の統合に関する
第一次提言の検討内容

平成27年1月

東小学校・大久保小学校統合校連絡会

1. 東小学校と大久保小学校の統合に関する意見集約

東小学校と大久保小学校の統合に関する守口市教育委員会の方針について、東小学校・大久保小学校統合校連絡会（以下「統合校連絡会」という。）で統合校の新校舎設置場所、学校の統合時期、新校舎供用時期及び学校の統合校区について、次のとおり検討し、意見集約いたしました。

（1）統合校の新校舎設置場所

教育委員会が示す学校設置場所は、通学距離、学校配置、敷地面積の3点から総合的に判断し、大久保小学校用地が好ましいとのことでした。

本統合校連絡会で検討した結果、東小学校と大久保小学校のいずれも統合校区の中央に位置するが、通学距離及び敷地面積を比較すると大久保小学校用地が、学校設置場所として好ましい用地であることから、大久保小学校用地に新校舎を建設するよう意見集約となりました。

（2）学校の統合時期、新校舎供用時期

より良い学習環境の確保に向け、老朽化が進む大久保小学校校舎を解体し、新校舎を建設する。建設期間中は、東小学校校舎を仮の統合校校舎として使用するため、平成28年4月1日に統合をする。

また、新校舎の設計は、学校や保護者・地域の方々の意見を聞きながら進め、平成30年4月1日の新校舎供用開始を目指すという意見集約となりました。

（3）学校の統合校区

現在の東小学校区と大久保小学校区の統合校区中央に大久保小学校用地が位置するため、通学距離も適正な距離内であると判断し、通学区域を変更せずに校区全体を統合することを要望します。

2. 今後の検討について

本統合校連絡会は、今後、学校コンセプトづくり等統合に関する事項について、検討していくものといたします。検討にあたっては、学校・保護者・地域の方々の意見を聴取しつつ、進めていきます。

東小学校・大久保小学校統合校連絡会会則

(設置)

第1条 守口市立東小学校と守口市立大久保小学校の統合を円滑に推進するため、東小学校・大久保小学校統合校連絡会（以下「統合校連絡会」という。）を設置する。また、その位置づけは、学校統合に際し検討すべき事項について、関係者の代表として意見をとりまとめるための任意組織とする。

(検討事項)

第2条 統合校連絡会は、次に掲げる事項について検討し、守口市教育委員会に提言するものとする。

- (1) 統合校の施設整備に係る事項
- (2) 統合校の学校名、校区等に関する事項
- (3) その他統合に向け検討すべき事項

(組織)

第3条 統合校連絡会の委員は、学校統合に関係する学校及び地域ごとに次の各号に定めるところとする。

- (1) 公民館地区運営委員長及び地区代表 各小学校区
- (2) 小中学校管理職
- (3) P T A会長等小中学校保護者代表

2 委員の任期は、第2条の提言をするまでとする。ただし、選出母体の役員の改選等により交代する場合は、後任者が委員を引き継ぐものとする。

3 検討を進めていくうえで必要が生じた場合は、学識者・関係者等の意見を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 統合校連絡会に会長及び副会長を置く。会長は、統合校連絡会構成員の互選により決定し、副会長は会長が指名した者をもって充てる。

2 会長は、統合校連絡会を代表し、運営を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて召集する。会議の議長は、会長が行うものとする。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することは出来ない。

(その他)

第6条 この会則の定めるもののほか、統合校連絡会の運営に関して必要な事項は、委員の協議により定める。

附 則

この会則は、平成26年12月25日から施行する。

東小学校・大久保小学校統合校連絡会 委員名簿

氏名	所属
○中谷 俊夫	校長(東小)
和田 弘信	教頭(東小)
渡邊 義人	PTA会長(東小)
河野 麻衣子	PTA副会長(東小)
小野 勝幸	東地区運営委員会委員長(東小)
小原 正紀	東地区運営委員会副委員長(東小)
吉川 功一	東地区運営委員会広報部長(東小)
古里 明美	東地区運営委員会書記(東小)
福山 夕紀子	東地区運営委員会文化厚生部員(東小)
岡本 博雄	東地区福祉委員会副委員長(東小)
◎中川 洋一	校長(大久保小)
東 朝美	教頭(大久保小)
高取 信介	PTA会長(大久保小)
竹中 瞳	PTA副会長(大久保小)
瀧井 喜男一	大久保地区運営委員会委員長(大久保小)
張本 昭治	大久保地区運営委員会副委員長(大久保小)
村松 省三	大久保地区運営委員会副委員長(大久保小)
梶川 充	大久保地区運営委員会書記(大久保小)
渡邊 和子	大久保地区運営委員会会計(大久保小)
笠谷 岳史	大久保校区青少年育成指導員会校区長(大久保小)
日下 弘一	校長(大久保中)
新川 和也	PTA会長(大久保中)

※◎:会長 ○:副会長